

改正案	現 行	
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00035</p> <p>沿革 平成13年10月31日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年1月22日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年2月1日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年3月19日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年8月5日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年3月14日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年12月26日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成16年4月1日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成16年4月16日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成17年3月29日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成17年9月16日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成18年3月20日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成18年11月29日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年6月21日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>平成19年9月21日 一部改正</u></p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 約款における荷為替手形に係る満期の解釈は、次の各号による。</p> <p>一 一覧払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいう。(ただし、輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。)</p> <p>イ 次のいずれかの日</p> <p style="padding-left: 2em;">i 呈示の日(ただし、手形上は一覧払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、貨物の到着前における呈示を除く。以下同じ。)</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00035</p> <p>沿革 平成13年10月31日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年1月22日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年2月1日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年3月19日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成14年8月5日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年3月14日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成15年12月26日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成16年4月1日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成16年4月16日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成17年3月29日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成17年9月16日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成18年3月20日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成18年11月29日 一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年6月21日 一部改正</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 約款における荷為替手形に係る満期の解釈は、次の各号による。</p> <p>一 一覧払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいう。(ただし、輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。)</p> <p>イ 次のいずれかの日</p> <p style="padding-left: 2em;">i 呈示の日(ただし、手形上は一覧払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、貨物の到着前における呈示を除く。以下同じ。)</p>	

<p>ii 当該呈示の日が明らかでない場合においては、取立銀行から支払が行われていない旨の通知の発信日</p> <p>ロ 前号の規定にかかわらず、現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。）</p> <p>ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算して2週間（ただし、手形上は一覧払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、<u>船積日から起算した</u>別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日。ただし、当該2週間（貨物の到着時払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日から起算して45日を経過する前に、イ又はロの規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。</p> <p>二 一覧後定期払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいうものとする。（ただし、ロ及びハについては、満期前そ求の実質的条件等を満たしたこと以外の理由による輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。）</p> <p>イ 当該荷為替手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日</p> <p>ロ 現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。）</p> <p>ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算した2週間（ただし、手形上は一覧後定期払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着後定期払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、<u>船積日から起算した別表に掲げる</u>当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を</p>	<p>ii 当該呈示の日が明らかでない場合においては、取立銀行から支払が行われていない旨の通知の発信日</p> <p>ロ 前号の規定にかかわらず、現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。）</p> <p>ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算して2週間（ただし、手形上は一覧払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日。ただし、当該2週間（貨物の到着時払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日から起算して45日を経過する前に、イ又はロの規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。</p> <p>二 一覧後定期払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいうものとする。（ただし、ロ及びハについては、満期前そ求の実質的条件等を満たしたこと以外の理由による輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。）</p> <p>イ 当該荷為替手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日</p> <p>ロ 現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。）</p> <p>ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算した2週間（ただし、手形上は一覧後定期払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着後定期払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）に当該手形に記載さ</p>	
--	--	--

加えた期間。)に当該手形に記載された期間を加えた末日。ただし、当該2週間(貨物の到着後定期払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。)を経過した日から起算して45日を経過する前に、前各号の規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。

- 三 確定日払又は日附後定期払の荷為替手形に係る満期とは、当該手形に基づく満期をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、荷為替手形の満期延長に係る内容変更承認申請書が提出されたときは、当該延長後の満期を当該荷為替手形の満期とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険事故の査定等においては実際の呈示又は引受に基づく満期を適用する。

第7条～第39条 (略)

第40条 銀行は、保険関係が成立した荷為替手形について保険事故が生じたときは、遅滞なく成功報酬払代理店手数料(荷為替手形が対象とする輸出貨物の代金を回収した後に支払うことを条件とする代理店手数料をいう。以下「成功払手数料」という。)の存否について確認するものとし、成功払手数料があるときは、当該成功払手数料相当額を手形振出人から回収し、残額について、約款第6条の規定に基づき保険金の支払を請求すること。ただし、損失発生通知書の提出日から2月以内の間に、手形振出人が破産手続開始の決定、銀行の取引停止又はこれに準ずる状態にあったことにより、保険金請求時において、当該成功払手数料相当額の全部又は一部を手形振出人から回収することができないと認められるときは、当該金額を控除することを要しない。

- 2 成功払手数料を含む荷為替手形について、保険金の支払を請求するときは、輸出手形保険保険金請求書に次のとおり記載すること。
- 一 成功払手数料相当額を保険金請求書「**成功払手数料**」欄にかっこ書きにて記入する。

れた期間を加えた末日。ただし、当該2週間(貨物の到着後定期払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。)を経過した日から起算して45日を経過する前に、前各号の規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。

- 三 確定日払又は日附後定期払の荷為替手形に係る満期とは、当該手形に基づく満期をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、荷為替手形の満期延長に係る内容変更承認申請書が提出されたときは、当該延長後の満期を当該荷為替手形の満期とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険事故の査定等においては実際の呈示又は引受に基づく満期を適用する。

第7条～第39条 (略)

第40条 銀行は、保険関係が成立した荷為替手形について保険事故が生じたときは、遅滞なく成功報酬払代理店手数料(荷為替手形が対象とする輸出貨物の代金を回収した後に支払うことを条件とする代理店手数料をいう。以下「成功払手数料」という。)の存否について確認するものとし、成功払手数料があるときは、当該成功払手数料相当額を手形振出人から回収し、残額について、約款第6条の規定に基づき保険金の支払を請求すること。ただし、損失発生通知書の提出日から2月以内の間に、手形振出人が破産手続開始の決定、銀行の取引停止又はこれに準ずる状態にあったことにより、保険金請求時において、当該成功払手数料相当額の全部又は一部を手形振出人から回収することができないと認められるときは、当該金額を控除することを要しない。

- 2 成功払手数料を含む荷為替手形について、保険金の支払を請求するときは、輸出手形保険保険金請求書に次のとおり記載すること。
- 一 成功払手数料相当額を保険金請求書「**備考**」欄にかっこ書きにて記入する。

二 成功払手数料相当額を第1項のただし書に掲げる事由により回収することができない場合には、保険金請求書「成功払手数料」欄にその旨記入するとともに、その事由を証する書類を添付すること。

第41条～第51条 (略)

附 則

この改正は、平成19年10月1日から実施する。

別表

(略)

(留意事項)

1～3 (略)

4 陸送、海送又は空送が一本の手形に重複する場合は、自動的に上記期間を加えるものとする。

5・6 (略)

二 成功払手数料相当額を第1項のただし書に掲げる事由により回収することができない場合には、保険金請求書「備考」欄にその旨記入するとともに、その事由を証する書類を添付すること。

第41条～第51条 (略)

別表

(略)

(留意事項)

1～3 (略)

4 陸送、海送または空送が一本の手形に重複する場合は、自動的に上記期間を加えるものとする。

5・6 (略)